

平成29年 2月 9日

福祉有償運送実施団体 殿

中部運輸局愛知運輸支局

首席運輸企画専門官（輸送担当）

自家用有償旅客運送の自主点検結果及び取扱いの注意点について

平素から国土交通行政につきまして、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

先般、チェックシートにより自主点検を実施いただき、輸送の安全の確保及び法令遵守についてご確認いただいたところです。

各実施団体から送付いただいたチェックシートを確認したところ、レ点が記入されていない項目が散見されました。そこで、複数の実施団体において適正に実施されていなかった箇所をピックアップし、以下に解説を記載いたしましたので改めてご確認いただき、輸送の安全及び旅客の利便の確保に努めていただければと思います。

1. 登録事項の変更について (チェック項目…「変更登録」「届出」)

登録事項を変更する場合、変更した場合、手続が必要となります。

更新登録申請時、登録事項に変更があったにもかかわらず、届出が提出されていないことが発覚する場合が度々ございます。特に以下のケースが多いです。

なお、以下の変更があった日から30日以内に届出が必要です。

- ・法人名称、法人住所、代表者氏名の変更。
- ・事務所ごとに配置する有償運送の用に供する自動車の数及びその種類ごとの数の変更
- ・運送しようとする旅客の範囲（イ、ロ、ハ、ニの区分の増減）

2. 運行管理責任者の業務について

(チェック項目…「安全な運転のための確認」)

運行管理は輸送の安全及び旅客の利便の確保のため重要な業務です。道路運送法施行規則において以下の業務を運行管理の責任者が実施しなければならないと定められております。

- ①運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと。
- ②死者又は重傷者を生じた事故等を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者に適正診断をうけさせること。
- ③セダン型の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、一定の要件を備える乗務員の乗車なしに運転者の要件を備えない者に運転させないこと。
- ④運転者に対する疾病、疲労、飲酒等の確認、運行の安全を確保するために必要な指示の実施、その内容の記録を1年間保存すること。
- ⑤運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を1年間保存すること。

- ⑥運転者台帳の作成及び事務所への据え置き。
- ⑦事故の記録を作成し、その記録を2年間保存すること。
- ⑧その他福祉有償運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務。
特に④は、「運転者が原則として対面で運行管理責任者による疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができない恐れが無いかの確認を受けなければ運行してはならない」と読み替えられます。
安全な運行を確保するため、運転者が安全に運行できる状態かどうかを確認し、安全な運行ができるよう必要な指示を行う必要があります。

3. 運転者台帳及び運転者証の整備

(チェック項目…「運転者台帳」「運転者証」)

運転者台帳については運転者の免許証有効期限や健康状態等定められた事項について記載し、また、運転者でなくなった場合にはその年月日及び理由を記載し、2年間保存しなければなりません。
また、運転者証については写真を貼り付け、氏名や免許証有効期限等定められた事項を記載し、車内のダッシュボード付近に掲示するか、運転者に携行させる等し、見やすいように表示する必要があります。

4. 日常点検の実施について

(チェック項目…「整備管理」)

自家用有償旅客運送の用に供する自動車については1日1回、運行の開始前に日常点検を実施する必要があります。同封しましたパンフレットをご活用ください。

5. 車体表示及び登録証の備え付けについて

(チェック項目…「自動車に関する表示等」)

使用する車両の両側面に

- ①名称 ②「有償運送車両」の文字 ③登録番号「中愛福第〇〇号」と
ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書で、1文字の1辺が5センチメートル以上の大きさで記載した標章を表示しなければなりません。
また、登録証の写しを自動車に備えて置かなければなりません。

※その他ご不明な点は下記までご相談ください。

〒454-8558

名古屋市中川区北江町一丁目1番地2

中部運輸局愛知運輸支局 輸送担当

担当：小田、猪多

(電話) 052-351-5312